

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、建設工事について、次のとおり総合評価方式一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和8年6月16日

鹿児島県鹿児島地域振興局長 南 靖子



1 入札に付する事項

(1) 工事名

鹿児島港(旧木材港)整備(臨海起債)工事(R8-2工区)

(2) 工事場所

鹿児島市東開町地内

(3) 工事概要

護岸B-1(新設) L=61.0m

本土工 L=61.0m

捨石投入(10~100kg/個 V=2,719m³)

捨石投入(200kg/個 V= 446m³)

裏込工 L=61.0m

裏込石 (5~15cm V=441m³)

中仕切護岸(新設) L=40.0m

本土工 L=40.0m

捨石投入(10~100kg/個 V=2,502m³)

捨石投入(200kg/個 V= 267m³)

裏込工 L=50.0m

裏込石 (5~15cm V=654m³)

(4) 使用する主要な資機材

石材

(5) 工期

令和9年3月18日限り

(6) 予定価格に110分の100を乗じて得た価格

落札者の決定後に公表する。

(7) 施工方式

本工事は、単体施工方式で行うものとする。

(8) 本工事は、事後審査型一般競争入札で行うものとする。

(9) 本工事は、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、施工実績等の総合評価方式に係る技術資料(以下「技術資料」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用した工事である。(総合評価方式(特別簡易型)一般競争入札)

(10) 本工事は、鹿児島県低入札価格調査実施要領(平成8年11月1日施行。以下「要領」という。)に基づく調査の対象工事である。

(11) 本工事は、資料(自己採点表・技術資料を除く。)の提出及び入札等を電子入札システムで行うものとする。

電子入札の取扱は、この公告に定めるもののほか、鹿児島県電子入札運用規約(以下「規約」という。)及び電子入札における事後審査型一般競争入札実施要領による。

なお、やむを得ない理由で電子入札できない者は、鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課に紙入札参加申請書(規約第6号様式)を提出して、契約担当者の承認を得た場合に限り、紙入札で入札に参加できるものとする。

(12) 本工事は、自己採点による技術評価点をもって評価し、入札参加者のうち、評価値の上位1者程度に技術資料の提出を求める自己採点方式を適用した工事である。



2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱(平成8年鹿児島県告示第1402号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であつて、特に定めがあるものを除き入札参加申込書の提出期限の日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木工事業について一般建設業又は特定建設業の許可を有する者であること。

イ 要綱第3条の規定により、公告日において、土木一式工事に関しA級の格付を受けている者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 入札参加申込書の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成8年鹿児島県告示第450号)第3条、第4条又は第5条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成23年9月27日制定)第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(ア) 本工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

(株)新日本技術コンサルタント

(イ) 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者とは、次の①から③に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

③ 上記①又は②以外の場合で、当該受託者との間において特別な提携関係があると認められる建設業者。

キ 公告日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等(以下、「子会社等」という。)と同条第4号の2に規定する親会社等(以下、「親会社等」という。)の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等(以下「会社等」という。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。

① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

ク 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。

ただし、建設業法第26条第3項第1号、第2号又は第26条の5の規定により主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、専任であることを要しない。

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係(入札説明書による入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。))の提出の日において連続3箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。)にあること。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(土木)の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であることが認められること。

(エ) 平成23年度以降、公共工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とする。以下同じ。)における海上工事の監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての管理実績を有する者であること。

ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

コ 平成23年度以降に、鹿児島県内において単独の元請又は共同企業体の構成員として、公共工事における海上工事の施工実績を有する者であること。

サ 営業所等について、次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

(ア) 建設業法第3法に規定する営業所のうち、主たる営業所を本土地区に有する者であること。

(イ) 建設業法第3法に規定する営業所のうち、主たる営業所を鹿児島県内(本土地区を除く。)に有する者で、審査基準日を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に設定した経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)において土木一式工事の総合評定値(以下「総合評定値」という。)が970点以上の者であること。

(ウ) 建設業法第3条に規定する営業所を鹿児島県内に有する者で、総合評定値が1,300点以上の者であること。

シ 自己採点表・技術資料を提出した者であること。

3 入札参加申込み

(1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。

ア 提出書類

入札説明書に定める入札参加申込書(様式1)(要綱第2条第3項に規定する資格審査の結果の通知の写しを添付すること。)

イ 提出場所

鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課
鹿児島市小川町3番56号 郵便番号 892-8520

ウ 提出時期

令和8年6月17日(水)から令和8年7月7日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後8時00分(令和8年7月7日(火)は、午後4時00分)までとする。

ただし、紙で入札参加申込書を提出する場合は、午前8時30分から午後5時15分(令和8年7月7日(火)は、午後4時00分)までとする。

エ 提出方法

(ア) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出すること。(ファイル名には会社名をつけること。(例:(株)A建設参加申込書.pdfなど))

ただし、容量が1MBを超える場合は、媒体提出届(規約第8号様式)を添付した入札参加申込書を

イの場所へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付すること。

(イ) 紙入札の場合

媒体提出届(規約第8号様式)を添付した入札参加申込書をイの場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること。

(2) 鹿児島県鹿児島地域振興局長は、紙で入札参加申込書を提出した者に対し、受付印を押印した入札参加申込書の写しを交付する。

(3) 入札参加申込書を提出した者でなければ、入札に参加することができない。

4 総合評価に関する事項

(1) 自己採点表・技術資料の作成等

ア 自己採点表の作成

自己採点表は、総合評価方式における評価項目、加算点及び評価基準に基づき作成するものとする。

イ 技術資料の作成

技術資料は、別途配布する総合評価方式技術資料申請書及び総合評価方式に係る技術資料の作成要領(以下「作成要領等」という。)に基づき作成するものとする。

ウ 技術資料及び作成要領等の配布場所等

入札情報サービス案件情報の「技術資料等」にリンクされているページに掲載している資料を参照のこと。

エ 提出場所

3の(1)のイに同じ

オ 自己採点表の提出時期

令和8年6月17日(水)から令和8年6月30日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

カ 技術資料の提出時期

提出を依頼された業者については、提出を依頼された日から令和8年7月14日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

キ 提出方法及び部数

自己採点表・技術資料をエの場所に持参し、又は郵送(簡易・一般書留)により送付すること。(1部)

(2) 評価項目の工種について

同種工事: 捨石投入工事

同一発注業種: 土木一式工事

(3) 総合評価の方法

提出された技術資料を(4)、(5)に基づき評価する。

(4) 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、(1)のウの資料に添付している別表によるものとする。

(5) 評価値の算出方法

技術資料を提出した者に対して標準点を与え、さらに別表の各評価項目について基準に従って評価を行い、0点から11点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 定数

= (標準点 + 加算点) / 入札価格 × (定数 100, 000, 000)

※小数第4位まで(小数第5位四捨五入)

標準点 : 技術資料を提出した者全てに与えられる点数。

要領第3条に定める調査基準価格以上の入札価格で入札した者には100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には70点を与える。

加算点 : 入札参加希望者から提出された技術資料を評価し、点数化したもの。(11.0点満点)

(6) 配置予定技術者について

ア 配置予定の技術者を特定することが困難な場合は、複数の候補者を申請すること。

申請されていない技術者の配置は、配置予定技術者の死亡、傷病、退職等真にやむを得ない場合を



除き認めない。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。

配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、現場施工に着手する時点で他の工事の完成検査が終了していること。

なお、当該他の工事が専任を要する工事である場合は、契約工期時点で他の工事の完成検査が終了していること。

イ 技術資料と入札に参加する資格の確認に必要な申請書等の配置予定技術者は、同一の技術者とする。

(7) 総合評価の評価結果に対する疑義照会

ア 落札者の決定結果に対して疑義がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日(県の休日を除く。)以内に、自らの評価値のうち技術評価点の内容について書面(様式自由)により疑義照会を行うことができるものとする。

イ 鹿児島県鹿児島地域振興局長は、アにより説明を求められたときは、同項に規定する提出期限日の翌日から起算して7日(県の休日を除く。)以内に、当該説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(8) 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定の減点対象とする。

5 設計図書等の閲覧

本工事に係る設計書、図面及び仕様書は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和8年6月16日(火)から令和8年7月7日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)午前8時30分から午後8時00分(令和8年7月7日(火)は、午後4時00分までとする。)

(2) 閲覧場所

かごしま県市町村電子入札ポータルサイトの入札情報サービス(工事・委託)及び県ホームページにて閲覧するものとする。

6 入札の方法等

(1) 入札書の受付期間

ア 電子入札の場合

令和8年7月8日(水)午前8時30分から令和8年7月10日(金)午前9時30分まで

イ 紙入札の場合

開札日時30分前までに開札会場へ持参すること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月10日(金)午前10時00分

イ 場所 鹿児島県鹿児島地域振興局 3階会議室 (所在地は、3の(1)のイに同じ。)

(3) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書提出時の「提案値」について

電子入札の入札書の入力画面で「※総合評価落札方式においては、必ず、提案値を添付してください。提案値が添付されていない場合は、入札が無効になります。」と表示されるが、鹿児島県の運用では「提案値」を使用しないので、「提案値」の欄は未記入とする。

(4) 紙入札の入札参加申込書の写しの提示

(1)の受付の際に、3の(2)により交付された入札参加申込書の写しを提示すること。

(5) 工事費内訳書の提出

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、(1)の受付期間に、3の(1)のイの場所に提出すること。

(6) 設計図書等に対する質問

ア 設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い、書面(様式2)により提出すること。



(ア) 提出期限

令和8年6月17日(水)から令和8年7月1日(水)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(イ) 提出場所

3の(1)のイに同じ。

(ウ) 提出方法

(イ)の場所に持参、郵便又は信書便、若しくは電子入札システムの「質問回答機能(添付資料追加)」により送付することとし、ファックス、電子入札システムの「質問回答機能」以外の電送による提出は認めない。

イ アの質問に対する回答書(様式3)は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間

令和8年7月3日(金)から令和8年7月7日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後8時00分(令和8年7月7日(火)は、午後4時00分)までとする。

(イ) 閲覧場所

かごしま県市町村電子入札ポータルサイトの入札情報サービス(工事・委託)にて閲覧するものとする。

(7) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付期間及び交付場所

(ア) 交付期間

令和8年6月17日(水)から令和8年7月7日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後8時00分までとする。

(イ) 交付場所

かごしま県市町村電子入札ポータルサイトの入札情報サービス(工事・委託)にて取得するものとする。

7 現場説明会

実施しない。

8 契約条項を示す期間及び場所

5の(1)及び(2)に同じ。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

10 入札の無効

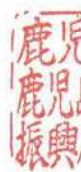
次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込をした者のした入札

(3) 工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者のした入札

(4) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書並びに紙入札参加者が紙入札及び電子入札により提出した入札書を含む。)による入札



- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札要件(入札金額, 工事名, 工事場所及び氏名)の判明できない入札書, 入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (8) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (9) 送付、電報又は電送(電子入札を除く。)の方法による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

11 落札者の決定の方法

(1) 落札候補者の決定

開札後、落札決定を保留し、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格(予定価格及び要領第5条の2に定める失格基準価格の範囲内の価格)をもって入札した者で、4の(5)によって得られた評価値が最も高い者を落札候補者とする。ただし、当該落札候補者の入札価格が要領3条に定める調査基準価格を下回る場合には、要領第4条に定める低入札価格調査を実施し、調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときには、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき、当該落札候補者の次に高い評価値をもって入札した者から順次に新たな落札候補者を決定する。

(2) (1)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(3) 低入札価格調査の対象となった者は、要領及び鹿児島県低入札価格調査マニュアル(平成25年10月21日)に基づき同調査に必要な資料を作成・提出するとともに、同調査に協力すること。

(4) 落札候補者の入札参加資格の確認

ア (1)により落札候補者に決定された者は、2の入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有することの確認を受けるため、入札説明書に定める申請書等を次の提出場所、提出時期及び提出方法により提出しなければならない。

(ア) 提出場所

3の(1)のイに同じ。

(イ) 提出時期

落札候補者に決定された日から令和8年7月14日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(ウ) 提出方法及び部数

(ア)の場所に1部持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること。

イ 入札参加資格の確認の結果は、令和8年7月24日(金)までに書面により当該落札候補者及びその他の入札者に通知する。

ウ 提出時期の最終の日の午後5時15分までに提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

(5) 落札者の決定

ア 落札候補者に入札参加資格が有ると認めるとき

鹿児島県鹿児島地域振興局長は、(4)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が有ると認めるときは、当該落札候補者を落札者に決定し、その旨を当該落札候補者及びその他の入札参加者に通知する。

イ 落札候補者に入札参加資格が無いと認めるとき

鹿児島県鹿児島地域振興局長は、(4)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が無いと認めるときは、有効な入札書を提出した者で2の(2)の工事に係る落札候補者又は落札者でない者のうち、予定価格の制限の範囲内で当該落札候補者の次に高い評価値をもって入札した者から順次に新たな落札候補者を決定し、入札参加資格が有ると認めたと者を落札者とする。”、”鹿児島県

(6) 新たな落札候補者の入札参加資格の確認

(4)により、当該落札候補者に入札参加資格が無いと認めるときは、(4)及び(5)の規定は、新たな落札候補者に係る入札参加資格及び落札決定の手続きに準用する。

この場合において(4)のアの(イ)中「落札候補者に決定された日から令和8年7月14日(火)まで」とあるのは、「申請書及び資料の提出を求める旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内の日(県の休日を除く。)」及び(4)のイ中、令和8年7月24日(金)まで」とあるのは、「申請書及び資料の提出期限の翌日から起算して7日以内の日(県の休日を除く。)」と読み替えるものとする。

(7) 再度入札の参加制限

失格基準価格未満の価格をもって入札した者は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定に

よる再度の入札に参加することができないものとする。

12 入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

- (1) 11の(4)の確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者は、11の(4)のイの通知を受けた日の翌日から起算して2日以内(県の休日を除く。)に鹿児島県鹿児島地域振興局長に対して書面により入札参加資格が無いと認められた理由の説明を求められることができる。
- (2) 鹿児島県鹿児島地域振興局長は、(1)の説明を求められたときは、説明を求められることができる期限の日の翌日から起算して7日以内(県の休日を除く。)に当該説明を求めた者(以下「説明請求者」という。)に対し、書面により回答する。
この場合において、11の(5)のイの新たな落札候補者の入札参加資格の確認は、説明請求者に対する回答を決定するまで中断する。
- (3) 鹿児島県鹿児島地域振興局長は、説明請求者に入札参加資格が有ると認められたときは、入札参加資格が無いと認められた旨の通知を取り消し、当該説明請求者を落札者とする。
この場合において、鹿児島県鹿児島地域振興局長は、11の(5)のイの新たな落札候補者の決定を取り消し、その旨を当該新たな落札候補者に書面により通知する。
- (4) 11の(5)のイにより、新たな落札候補者となった者が、入札参加資格が無いと認められた場合も(1)から(3)までと同様とする。

13 最低制限価格

設定しない。

14 調査基準価格及び失格基準価格

設定する。

15 契約書案の提出

落札者は、鹿児島県契約規則第20条第1項の規定により落札決定通知を受けた日から7日以内に、記名押印した建設工事請負契約書(案)2部並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

ただし、電子契約を希望する場合は、記名押印した建設工事請負契約書(案)2部に代えて、電子契約サービス利用申出書及びExcel形式やWord形式等の編集可能な建設工事請負契約書(案)をメールにて送付すること。

16 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課

住所 鹿児島市小川町3番56号 郵便番号 892-8520

電話 099-805-7306